

行方市選挙管理委員会告示第 26 号

直接請求に要する選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

行方市選挙管理委員会委員長 須 貝 稔

- |  |               |
|--|---------------|
| 1 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定する選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数       | <u>521</u>    |
| 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項, 第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数   | <u>4,335</u>  |
| 3 地方自治法第 76 条第 1 項, 同法第 80 条第 1 項, 同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | <u>8,669</u>  |
| 4 選挙権を有する者の総数  | <u>26,005</u> |

※端数切上げ